平成３０年７月豪雨災害
竹原市復旧・復興プラン
「#がんばろう竹原」

～みんなでつくる！元気･笑顔あふれる強い竹原市の実現～

平成３０年１１月

竹　原　市

目次

はじめに
１　策定の趣旨 1
２　基本方針 1
３　プランの期間 1
４　平成３０年７月豪雨の被災状況 2
５　復旧への主な取組 4
６　課題等の抽出 8
７　復旧・復興に向けた今後の取組 8
⑴ 施策展開の考え方 8
⑵ プランの体系図 9
８　施策の方向 10
⑴ 実施施策１「くらしの再建」 10
主な取組 10
①　地域支え合いセンターの運営（被災者の相談支援） 11
②　被災者の生活支援・再建（住宅の確保） 12
③　被災者の生活支援・再建（被災住宅の応急修理） 13
④　宅地内土砂等の撤去 14
⑤　災害廃棄物の処理 15
⑥　その他の事業 16
⑵ 実施施策２「まちの復旧」 17
主な取組 17
①　公共土木施設等の復旧（河川，道路，がけ崩れ） 18
②　公共土木施設等の復旧（公園） 20
③　農地・農業用施設等の復旧（農地，農業用施設，林道） 21
④　水道施設等の復旧 22
⑤　農業振興対策 23
⑥　商工業・観光等の復興支援 24
【参考】広島県による砂防・急傾斜地・治山対策 25
⑶ 実施施策３「そなえの強化」 26
主な取組 26
〇地域防災計画の見直し等 27

はじめに

本市では，平成３０年７月３日から８日にかけて，時間最大雨量が５８㍉，総雨量が５５４㍉に達するなどこれまで経験したことのない記録的な豪雨に襲われました。この豪雨によって４名もの尊い命が失われ，５名が負傷されました。また，土砂崩れによる建物崩壊やインフラが寸断されたことにより，多数の市民が日常生活を奪われ，地域経済にも大きな打撃を受けました。

この豪雨災害により犠牲となられました方々に対しまして，衷心より哀悼の意を表しますとともに，被災された多くの方々に対し，心からお見舞いを申し上げます。

また，災害発生直後からこれまでの間，救助活動に御尽力いただいた自衛隊，警察の皆様をはじめ，遮断された交通網の迅速な啓開や各分野にわたり応援支援をいただいた国，広島県，県内外の自治体の皆様，そして避難時の助け合いや救援物資の御提供，復旧に向けたボランティア活動など，地域，企業，市内外の多くの方々に献身的な御支援と御協力をいただいたことに対し，厚くお礼申し上げます。

こうした多くの方々の御支援と御協力を受け，今回の豪雨災害によって生じた主要な被災箇所は応急的な復旧が進み，市民も日常を取り戻そうと前を向く中で，次の段階として被災者の方の生活再建，インフラ等の完全復旧や強靭化を含めた根本的な防災対策，地域経済の活性化に向けた取組など，復旧・復興に向けた取組を本格化させる必要があることから，今後における基本方針を明らかにした「平成３０年７月豪雨災害　竹原市復旧・復興プラン」を策定しました。

このプランにおいて，『くらしの再建』『まちの復旧』『そなえの強化』を復旧・復興に向けた３本の柱とし，この柱に基づく今後の取組内容とそのロードマップを示すことで，市民や事業者等と共通認識を持ち，官民が一丸となって取り組むことはもとより，国，県をはじめ関係機関との連携を深めながら，一日でも早く安全で安心な災害に強い竹原市の実現に全力を尽くしてまいります。

竹原市長　今　榮　敏　彦

１　策定の趣旨

今回の豪雨災害を教訓として，市民の暮らしの再建に向けた早急な復旧対策を進め，より安全で安心な災害に強いまちにするため，復興への新たな取組を市民とともに全力で進めていく必要があることから，「平成３０年７月豪雨災害　竹原市復旧・復興プラン」を策定します。

２　基本方針

この災害を糧に，国や県など関係機関との連携を図りながら，行政，市民，地域，企業などが一丸となり，各種施策を総合的かつ計画的に展開することで，市民の日常生活と経済活動を早期に取り戻すだけでなく，被災前よりも更に住みよさが実感できるよう，一日でも早い安全で安心な災害に強い竹原市を実現してまいります。

（基本方針）

みんなでつくる！元気・笑顔あふれる強い竹原市の実現

本市がこれまでに経験したことのない災害に立ち向かい，早期の復旧と復興を果たすためには，行政だけでなく，市民，地域，企業などの市全体の力の結集が不可欠であることから，「がんばろう竹原」を合い言葉として設定します。

さらに，多くの人たちの応援を受けることで，元気と勇気がわき，復旧・復興への取組に力強さが増すため，この合い言葉を文面等で記載する際には，市民や関係者がＳＮＳ※1等で発信する際に用いる「#（ハッシュタグ）※2」を合い言葉の前につけることで，本市の復旧・復興への取組を市内外の人たちに広く発信，共有し，『みんなでつくる！元気・笑顔あふれる強い竹原市』を実現していきます。

（市民一丸となる合い言葉）

#がんばろう竹原

ＳＮＳ※1
　ソーシャルネットワークサービスの略。ＴｗｉｔｔｅｒやＦａｃｅｂｏｏｋ，インスタグラムなど，互いがＷｅｂ上で友人を紹介し合い，新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーションサービスのこと。
#（ハッシュタグ）※2
　ソーシャルネットワークサービスに投稿したメッセージにおいて，言葉やフレーズの前に“#”を付けると，同じようなタグ付きメッセージを収集・共有することができ，それが存在する全メッセージを電子的に検索できる。

３　プランの期間

このプランの期間は，平成３０年度(2018)から進めているものを含め，平成３１年度(2019)から 2020 年度までを目標として取り組むこととします。

４　平成３０年７月豪雨の被災状況（平成３０年１１月８日現在）

⑴　被害をもたらした大雨の状況

平成３０年７月３日から８日にかけて降り続いた雨は，時間最大雨量５８㎜，総雨量５５４㎜という本市が経験したことのない豪雨をもたらしました。

本市では初めて大雨特別警報が発令され，この６日間で，過去の７月最大月間降水量を上回る雨量を記録しました。

⑵　避難の状況

①　避難所数（最大）　２４箇所以上（うち指定避難所２３箇所・自主避難所１箇所以上）

②　避難者数(最大)　７９１名

⑶　被害状況

①　人的被害

死　亡　者	４名
負　傷　者	５名

②　住家被害（り災証明の発行件数）

全　壊	３４件
大規模半壊	４５件
半　壊	３１８件
床上浸水	３５件
床下浸水	２３２件
半壊に至らない	１４件
合　計	６７８件

③　公共施設等の被害状況

- 市営住宅
  ３７箇所（八代谷，柏，上市など）
- 学校・幼稚園
  １０箇所（東野小学校，仁賀小学校，竹原西幼稚園など）
- 公民館
  １箇所（東野公民館）
- 児童関係施設
  ２箇所（東野保育所，東野放課後児童クラブ）
- 地域集会所
  ２箇所（大福地集会所・金九郎集会所）
- 公共土木施設被害（市道，市橋梁，普通河川，水路など）
  １６５箇所（市道上田万里線，上成井橋など）
- 農地・農業用施設等被害（農地，農業用施設，林道）

１１０箇所（林道三津仁賀線など）

・　国が管理する公共土木施設（国道２号，国道１８５号など）

・　県が管理する公共土木施設（国道４３２号，県道三原竹原線，県道南方竹原線，その他県道，賀茂川，葛子川，田万里川，本川）

④　土砂災害

１７５件（市内各地）

⑤　指定文化財

５箇所（頼惟清旧宅，松阪家住宅など）

⑥　上水道（断水発生日時及び断水世帯数）

平成３０年７月７日６時４０分　１，６２２世帯

（東野町，新庄町，西野町，仁賀町，田万里町，小梨町，下野町の一部）

⑦　産業

・　企業（竹原商工会議所調べ　調査数：９５６事業所　８月３１日現在）

被害あり：１８３事業所

被害総額（推定）：２３５，８２０千円（被害額不明事業所も多数）

被害なし：７７３事業所

・　農業（水稲：９月３日現在，野菜等：１０月１８日現在））

被害額：６，２０３千円（水稲：２，２７７千円，野菜等：３，９２６千円）

・　農機具・ハウス（産業振興課調べ　９月１４日現在）

被害額：４３，９００千円

・　鳥獣被害防止施設（産業振興課調べ　８月１日現在）

被害額：１７０千円

⑧　交通機関

・ＪＲ呉線　三原～安浦　　運休　H30.7.7～H30.12.14（予定）

安浦～安芸川尻　　運休　H30.7.7～H30.10.27

安芸川尻～広　　運休　H30.7.7～H30.10.14

・芸陽バス

市内路線バス

竹原～三原線　　H30.7.7～H30.7.10　運休

竹原～西条線　　H30.7.7～H30.7.17　運休

竹原～安芸津線　　H30.7.7～H30.7.22　運休

竹原～フェリー線　　H30.7.7～H30.7.8　運休

竹原～湯坂温泉入口線　湯坂温泉入口～かんぽの宿間が運休

かぐや姫号　　H30.7.7～H30.7.16　運休

５　復旧への主な取組

⑴　被災者支援

【避難者支援】

①　市営等住宅の確保（建設部）

被災者の避難用住宅として，市営住宅１６戸を無償提供したほか，県営住宅８戸，国の職員公舎２戸，計２６戸を無償提供した。

【医療救護・心身のケア】

①　災害現場における医療救護（福祉部）

広島県，北海道，茨城県や新潟市，相模原市からの保健師派遣を受けながら，要援護者，被災地域の家庭等の巡回訪問を行い，衛生環境の確保や被災者の心身のケアを図った。

②　スクールカウンセラーの派遣（教育委員会）

スクールカウンセラー配置により被災家庭等の児童・生徒の支援を実施した。

【生活支援】

①　総合窓口の設置（総務部ほか）

各被災者支援の手続き案内・受付を行う災害総合相談・受付や，住宅被害の応急修理等を受け付ける窓口を市役所ロビーに開設した。（７月２４日～９月２９日）

②　義援金等の受付（福祉部）

義援金及び寄附金の受付を７月１７日から開始した。義援金配分委員会を８月１０日に設置，被災者への第１次配分を決定し，８月３１日から支払いを開始した。

③　り災証明の発行（総務部）

り災証明書申請受付を７月１０日から開始し，１０月１５日現在で８０９件の罹災証明書を発行した。

④　税金・手数料の減免（総務部ほか）

被災者の固定資産税等の市税や各種手数料を減免した。

⑤　中学生及び高校生の通学支援（企画振興部・教育委員会）

市内在住の中学生及び高校生の学習機会の確保や経済的負担の軽減を図るため，借上バスの運行等により通学支援を行った。

⑥　給水活動の実施（公営企業部）

断水している地域において，他市や自衛隊からの支援を受け，７月７日から８月４日まで応急給水拠点（最大で１３箇所）を設け，市民に給水を行った。

⑦　入浴支援（総務部）

断水に伴い，自衛隊による入浴支援を東野公民館で実施した。（７月１６日～８月３日）

⑧　教育支援（教育委員会）

今回の豪雨災害の被災により教科書・学用品などを消失した児童・生徒に教科書・学用品を給与した。

また，断水地域や給食用牛乳の供給停止を受け，市立学校児童・生徒に対し飲料水を支給した。（７月１３日～７月２０日）

⑨　ボランティア活動（福祉部）

市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが７月１０日に設置され，土砂・家財道具撤去，災害ゴミの運搬等の災害ボランティア活動が行われた。

《ボランティアの活動状況》

区分	７月	８月	９月	１０月	１１月	合計
人数	７５８名	１，９５５名	２１１名	８４名	２１名	３，０２９名

⑩　災害廃棄物の処理（市民生活部）

竹原浄化センターを災害廃棄物の一次仮置場として廃棄物を受け入れた。（７月１０日～８月１０日）

早期の生活再建と二次被害防止を図るため，宅地内土砂等撤去担当を７月３１日に設置するとともに，宅地内に流入した土砂等の撤去を実施した。

⑵　経済活動の早期復旧

【交通ネットワークの確保】

①　道路啓開（建設部）

・　７月７日から道路パトロール，災害調査及び道路啓開を開始した。応急対応が困難な箇所については，車両等が進入しないようにバリケードや注意喚起看板の設置等の安全対策を行った。
・　地域から寄せられた通報に基づいた道路パトロールも随時実施し，被災状況を把握し，主要な国道や県道の被災状況について国土交通省や広島県に対して情報提供を行い，通行規制等の安全対策や道路啓開を緊急要請した。
・　主要幹線道路の通行止めについては，国道４３２号が７月１６日，国道２号が７月１３日，国道１８５号が７月１４日にそれぞれ応急復旧した。

【経済活動への支援】

①　中小企業支援（企画振興部）

被災中小企業から２グループ１９社のグループ補助金申請があった。

申請額　　１４１，８１０千円

⑶　ライフラインやインフラ等の復旧・安全確保等

【ライフライン】

①　水道の復旧（公営企業部）

広島県や日本水道協会などからの支援を受け，断水の早期解消を図った。

№.	水系	期間	活動内容
1	東野水系	７月６日～ ８月４日	原水高濁度の原因調査，成井配水池への送水停止，東野水源取水井戸洗浄，東野水源地急速ろ過器応急復旧，自衛隊による水道施設のルート確保，施設調査 ※水道管充排水作業等　※流出管等の仮復旧工事
2	成井水系	７月７日～ ７月２６日	成井浄水場緩速ろ過池の機能回復，急速ろ過器応急復旧，
3	中通水系	７月１１日～ ７月２３日	施設調査，漏水復旧工事，水道管充排水作業等，自衛隊による水道施設のルート確保

【公共土木施設等の復旧・安全確保等】

①　道路（建設部）

・　道路啓開後，交通量が多い箇所で片側交互通行となっていた国道については，規制解除のための本格復旧を国や県に緊急要請し，順次復旧工事が実施された。

・　現地調査によって判明した危険箇所については，緊急的に通行止めや片側通行によって通行の安全を確保した。道路の寸断による孤立集落については，重点的に応急復旧工事として土砂の撤去を行い，孤立集落，孤立世帯の解消に努めた。

・　道路規制情報に関しては，グーグルマップを活用した地図情報閲覧システムを構築し，本市のホームページで最新の情報を発信した。

②　河川（建設部）

・　賀茂川の河川堤防が崩壊した箇所のうち，今後の出水時に決壊の恐れがあった東野地区やその他の地区において，護岸の応急対応を県に要請し県が大型土のうの設置等の応急処置を行った。

・　賀茂川に架かる市道橋の橋脚に付着した土砂・流木等の除去を河川管理者である県に要請したところ，一部の区間について県が撤去を行った。

・　土砂崩れ等によって河川が氾濫し，河川内に堆積した土砂については，堆積状況を確認した。優先順位をつけて二次災害の危険がある河川については，応急本復旧で浚渫を実施した。

③　がけ崩れ（建設部）

特に大規模ながけ崩れ等があった箇所について，二次災害防止のための土砂撤去を行うとともに，県に対しては，砂防関係事業の応急対応としての緊急安全対策を実施するよう要請した。

④　公園（建設部）

的場公園やバンブー・ジョイ・ハイランド公園内の災害危険箇所については，立入禁止処置を行った。的場海水浴場については，遊泳禁止看板設置し，公園遊具については土砂の流入のため使用禁止とした。公園内土砂については，撤去作業を行った。

⑤　農地・農業用施設等（建設部）

農地・農業用施設の被害状況を把握するため，被災直後から現地調査を行った。

被災後，重要ため池を重点的に広島県と点検を行った。下流の住民等に被害を与える可能性のあるすべてのため池を対象に，農林水産省が緊急点検を行った。

【教育施設等の復旧等】

①　市立学校・幼稚園の再開に向けた取組（教育委員会）

各学校施設等の点検や，教職員，市立学校児童・生徒の安否，給食提供，通学路の安全などについて確認等を行い，東野小学校を除く１１校を７月１０日に再開した。床上浸水した東野小学校は７月１７日に再開した。

②　学校施設等の復旧（教育委員会）

東野小学校の床上浸水，仁賀小学校の裏山崩落，竹原西幼稚園の床下浸水，東野公民館の床上浸水被害に対して，応急復旧対応を行った。

③　児童関係施設（福祉部）

東野保育所・東野放課後児童クラブの再開に向けた応急工事を実施した。

④　地域集会所（市民生活部）

大福地集会所の床上浸水，金九郎集会所の敷地内遊具・フェンス破損，土砂流入被害に対して，床上浸水内装工事，土砂撤去等工事を実施した。

⑷　市民等への広報及び国等への要望活動の実施

①　市民等への広報（企画振興部）

被災直後から，ホームページやＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）を活用し，被害状況や道路情報，被災者への支援情報等について，随時情報発信を行った。マスコミ各社に，水道施設等の復旧，給水活動の状況，災害ゴミの収集に関すること等，被災者が必要とする情報を提供した。

このほか，被災者支援策について新聞折込の広告を発行し，広く周知を図った。

②　国等への要望活動（企画振興部）

関係国会議員，関係省庁，広島県等に対して，財政支援の強化，二次災害防止のための応急対策の実施，根本的な災害対策の実施について，数次にわたり要望活動を行った。

６　課題等の抽出

被災後の対応や被災状況を踏まえ，今後の復旧・復興に向けた主な課題を次のとおり抽出した。

【主な課題】

⑴　住民生活の復旧に関するもの

○　生活再建支援に係る制度の見直しなどへの柔軟な対応
○　被災者等の健康面のケア・見守り体制の整備
○　通勤・通学者への支援
○　宅地被害への対応

⑵　インフラ及び産業の復旧・復興

○　道路・橋梁など公共インフラの早期復旧
○　河川の復旧と堆積物の除去
○　公園の復旧
○　産業再生（経済回復）への対策
○　農地・山林等の復旧への対応（農道・林道等を含む）

⑶　今後の災害発生に備えた体制づくり

○　災害発生に備えた体制づくり
○　避難（避難所）に関する対応改善
○　土砂災害警戒区域への対策

７　復旧・復興に向けた今後の取組

⑴　施策展開の考え方

平成３０年７月豪雨災害からの復旧・復興に向け現状から抽出した課題等を踏まえ，一日も早い災害からの復旧・復興を目指していくために，３つの指針に基づいて施策を展開していきます。

⑵　プランの体系図

プラン	実施施策
平成30年7月豪雨災害　竹原市復旧・復興プラン「#がんばろう竹原」	実施施策１「くらしの再建」 ○　地域支え合いセンターの運営 ○　住宅の確保 ○　被災住宅の応急修理 ○　宅地内土砂等の撤去 ○　災害廃棄物の処理 ○　災害見舞金等の支給 ○　災害に関する各種減免制度による支援
	実施施策２「まちの復旧」 ○　公共土木施設の復旧 ○　農地・農業用施設等の復旧 ○　水道施設等の復旧 ○　農業振興対策 ○　商工業・観光等の復興支援
	実施施策３「そなえの強化」 ○　地域防災計画等の見直し ○　自主防災リーダーの育成 ○　災害協定の見直し・新規締結 ○　避難所の見直し・機能強化 ○　防災訓練の充実 ○　避難行動要支援者の避難支援体制の整備

８　施策の方向

⑴　実施施策１「くらしの再建」

平成３０年７月豪雨による竹原市の住宅被害について，１１月８日現在６７８件の報告があり，そのうち，全壊３４件，大規模半壊４５件，半壊３１８件にのぼるなど，大きな被害となっています。

このため，被害を受けた世帯が一日も早く元の生活を取り戻せるよう，被災された一人ひとりに寄り添い，被災者の孤立防止のための見守りや，日常生活上の相談や住民同士の交流機会の提供等を行います。

また，住宅の確保及び被災住宅の応急修理や住宅に流入した土砂等の撤去の実施など生活再建支援を行います。

このほか，災害廃棄物については，一次仮置き場からの搬出や二次仮置き場の確保・処理を行い早期の処理を目指します。

こうした取組などによって，被災者のくらしの再建が早期に実現できるよう取り組んでいきます。

【主な取組】

○　地域支え合いセンターの運営
- ・相談員による見守り・巡回訪問
- ・相談支援等，専門機関へのつなぎ
- ・コミュニティづくりの支援（サロン活動等）

○　被災者の生活支援・再建
- ・住宅の確保
- ・被災住宅の応急修理

○　宅地内土砂等の撤去
- ・被災した家屋の解体・撤去及び宅地内堆積土砂等の撤去
- ・被災した家屋の解体・撤去及び宅地内堆積土砂等の撤去を既に行った場合の撤去費用の償還

○　災害廃棄物の処理
- ・一次仮置き場からの搬出・撤去
- ・二次仮置き場への集積・選別・破砕・処分

○　災害見舞金等の支給

○　災害に関する各種減免制度による支援
- ・各種使用料及び手数料
- ・市税（市民税，固定資産税など），介護保険料，水道料金など

① 地域支え合いセンターの運営（被災者の相談支援）　【福祉部】

【被災状況】

・　１１月８日現在，災害による住家被害について，６７８件の報告があり，そのうち全壊が３４件，大規模半壊が４５件，半壊は３１８件に上っています。

・　生活環境の変化，地域や家族からの孤立及び生活再建の見通しが立たないことなどから，今後，被災者の精神的ストレスが増大していくことが懸念されます。

【取組方針】

・　竹原市地域支え合いセンターを保健センター内に設置し，被災者の孤立防止や早期の生活再建に向けて，見守り，巡回訪問，相談，地域交流等（サロン活動等）の支援を一体的に行います。

・　専門的なこころのケアが必要な被災者に対しては，市役所関係部署や広島県が設置した「こころのケアチーム」と連携し，支援を行います。

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）
竹原市地域支え合いセンター	地域支え合いセンターの設置・運営 ・被災者の見守り，巡回訪問 ・相談支援，専門機関へのつなぎ等による生活再建支援 ・住民同士の交流促進		

【お問い合わせ先：健康福祉課（TEL0846-22-7743）】

≪地域支え合いセンター≫

② 被災者の生活支援・再建（住宅の確保）　【建設部】

【被災状況】

・　豪雨により，市内の広い範囲で土砂崩れ，河川の氾濫などが発生したことから，多くの建物が被災しました。建物被害は，全壊３４件，大規模半壊４５件，半壊３１８件，床上浸水３５件，その他半壊に至らないものや床下浸水を含めると，合計６７８件となっています。

・　一般住宅の住まい等に関する相談は，応急修理に関するものも含めて９１件ありました。

・　結果，市営住宅等へ入居された方は１９件（世帯）です。
（以上は平成３０年１０月３１日現在）

【取組方針】

・　被災者の住宅確保のため広島県等と連携し，市営住宅等（県営住宅，国家公務員宿舎を含む。）を提供します。

項目	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	(2020)
被災者の住宅確保	入居受付 公営住宅等への入居（最長1年）		

【お問い合わせ先：都市整備課（TEL0846-22-7749）】

≪ 提 供 住 宅（例）≫

丸子山市営住宅

来須市営住宅

③ 被災者の生活支援・再建（被災住宅の応急修理）　【建設部】

【被災状況】

・　豪雨により，市内の広い範囲で土砂崩れ，河川の氾濫などが発生したことから，多くの建物も被災しました。住家被害は，全壊３４件，大規模半壊４５件，半壊３１８件，床上浸水３５件，その他半壊に至らないものや床下浸水を含めると，合計６７８件となっています。（平成３０年１１月８日現在）

・　被災後の建物応急修理の状況としては，相談件数が７９件，修理の申込は３５件，修理が完了したものは６件となっています。（平成３０年１１月７日現在）

【取組方針】

・　被災者が，被災した住宅（半壊以上）で再び生活を送るために，日常生活に必要な部分（居間，台所，便所等）の応急修理費用の一部を市が負担します。

・　被災者からの相談や申込受付に対応するため，都市整備課内に相談窓口を開設しています。

・　市ホームページ及び広報チラシにおいて制度等を広報するとともに，宅地内土砂撤去担当等と連携し，制度等の周知を図っています。

≪応急修理の限度額≫
・　１戸あたり５８万４千円（限度額を超える部分は自己負担）

≪応急修理の流れ≫
・　相談，申込，見積書提出　（申込者　→　市　）
・　修理依頼　（市　→　修理業者）
・　完了報告　（修理業者　→　市　）

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）
被災住宅の応急修理	応急修理		
	（年度内に終了する予定ですが，被災者からの要請があれば，平成31年度も支援を継続します。）		

【お問い合わせ先：都市整備課（TEL0846-22-7749）】

災害による浸水状況

被災状況

応急修理中の状況

応急修理の完了状況

④ 宅地内土砂等の撤去　【市民生活部】

【被災状況】

・　斜面崩壊や土石流，河川氾濫の発生により，宅地及び市街地内に大量の土砂や流木，岩石（以下，「土砂等」という。）が流れ込み，家屋も多く被災しました。
・　堆積した土砂等については，宅地の内外を問わず一様に堆積しているとともに，がれき等の廃棄物が混在している状態となっています。
・　堆積した土砂等や被災家屋の放置は，道路や近隣地への土砂流出等の二次災害の発生や地域の環境悪化を招く恐れがあるとともに，市民生活に支障をきたしています。

【取組方針】

・　早期の生活再建と二次災害防止の観点から，宅地等に流れ込んだがれき及び土砂等の撤去，土砂流入による被災家屋（半壊以上）の撤去を市で行うとともに，既に個人で撤去した費用について償還を行います。
・　市撤去分については，被災状況の聴取及び制度説明，現地調査を行い，申請者の理解を得ながら事業を進めます。撤去対象となった場合は，業務発注を行い，撤去前に立会（申請者，市，撤去業者等）を実施し，撤去範囲等を確定します。
・　費用償還については，被災状況の聴取及び制度説明，現地調査を行った後，償還額を算定し，申請者への決定通知の送付と支払事務を実施します。
・　事業実施にあたっては，他の災害支援制度との連携を図りながら，ホームページ等への掲載や，被災家屋対象者へのお知らせ文の送付等により周知を行います。

○申請件数（１１月８日現在）
　市撤去　　１１６件（内，家屋撤去含む２０件）
　費用償還　　５９件（内，家屋撤去含む１６件）

項目	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	(2020)
市撤去	申請受付 現地調査 業務発注・撤去		
費用償還	申請受付 現地調査 算定・支払		
仮置場（竹原工業・流通団地）	仮置場設置 処分・搬出 片付		
査定（環境省・国交省）	査定 12月中旬		

【お問い合わせ先：宅地内土砂等撤去担当（TEL0846-22-2291）・まちづくり推進課（TEL0846-22-2279）】

⑤ 災害廃棄物の処理　【市民生活部】

【被災状況】

・　河川の氾濫や土砂崩れ等が市域の広い範囲で同時多発的に発生し被害をもたらしました。このことにより，膨大な量の災害廃棄物等が発生したことで今後の復旧・復興の妨げとなっています。

・　大量の災害廃棄物を放置することは，地域の環境衛生上大きな問題となり，市民生活の支障となっています。
（竹原浄化センターの災害廃棄物の量　約３，８００ｔ）

【取組方針】

・　広島県の基本方針（平成３０年８月８日）に定められている「安全・スピード・経済性」に配慮し，次の基本方針に沿って災害廃棄物等の処理を行います。

・　災害廃棄物等の処理は，一般廃棄物処理施設での処理を基本とします。

・　災害廃棄物処理の最適化を図るとともに，リサイクルを重視し，できる限り再生利用を行います。

・　災害廃棄物の処理先，処理量については，災害廃棄物の運搬，処理の経済性，効率性や処理量の均衡等を考慮し，関係機関や受け入れ先ごとに調整を行います。

・　災害廃棄物等を計画的，効率的に処理し，経費の削減を図ります。

項目	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	(2020)
被災現場	片づけ・搬出 解体建設廃棄物・廃棄物混入土砂の搬出		
一次仮置き場（搬出，撤去）	搬出 撤去		
2次仮置き場（処理） ※広島中央環境衛生組合が実施	処理（選別・前処理等）		

【お問い合わせ先：まちづくり推進課（TEL0846-22-2279）】

≪仮置き場（竹原浄化センター）≫

⑥ その他の事業

住家が全壊，流出，半壊，大規模半壊，床上浸水した世帯及び亡くなられた方のご遺族に対して，災害見舞金等を支給します。

【取組方針】

・ 広島県災害見舞金
住家が全壊・流出あるいは半壊した方（大規模半壊含む）に対して支給されます。

・ 竹原市災害見舞金
住家が全壊，半壊（大規模半壊含む），床上浸水した世帯に支給されます。

・ 平成３０年７月広島県豪雨災害義援金
住家が全壊，流出，半壊，大規模半壊，床上浸水した世帯及び亡くなられたご遺族に支給されます。

・ 被災者生活再建支援金
被災者生活再建支援法に基づき，平成３０年７月豪雨により居住のために使用している住家が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた方に対して，支援金が支給されます。

項　目	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度
見舞金受付・支払	→		
被災者生活再建支援金（基礎支援金）の受付（H31.8迄）	→	→	
被災者生活再建支援金（加算支援金）の受付（H33.8迄）	→	→	→

【お問い合わせ先：社会福祉課（TEL0846-22-2946）】

○ 災害に関する各種減免制度による支援

居住する住宅が被害を受け，り災証明書の被害の程度等の条件を満たした場合，被災された方の経済的負担の軽減を図るため各種減免等を行います。

減免等の対象	担当課	減免等の期間
・市民税　・固定資産税　・国民健康保険税	税務課	平成３０年度中
・後期高齢者医療保険料	市民課	平成３０年７月～２０１９年６月
・国民年金保険料（免除）		平成３０年６月～２０２０年６月
・国民健康保険の一部負担金		平成３０年７月～未定
・後期高齢者医療保険の一部負担金		２０１９年７月４日まで受付
・障害福祉サービス等利用者負担額	健康福祉課	平成３０年度中
・障害児通所支援等利用者負担額		
・障害者総合支援法による補装具に係る自己負担額		
・介護保険料		
・介護サービス利用料		平成３０年７月～未定
・保育所等の保育料	社会福祉課	平成３０年７月～２０１９年６月
・放課後児童クラブ保護者負担金		平成３０年度中
・水道料	水道課	平成３０年度中の該当月
・下水道料	下水道課	

○減免等の対象，減免等の期間については平成30年11月時点の状況です。

⑵　実施施策２「まちの復旧」

市民生活に欠かせない社会基盤の復旧は，安全・安心に暮らせる環境を取り戻すために大変重要な部分となります。

このため，被災した道路・河川・橋梁等の復旧に優先順位をつけながら，市民の安全で安定した生活を一日でも早く取り戻せるよう取り組みます。

また，被災した急傾斜地やがけ地については，周辺住民に二次的被害を生じさせないよう，その復旧・補強に取り組みます。

農林水産業においては，被害を受けた農業用ハウスや農業用機械等の修繕・再整備等を行う被災農業者に対する支援を行うとともに，被災した農地や林道の早期復旧を図ります。

水道施設については，市民の生活に直結する重要なライフラインとしての機能回復を図るため，管路や施設の早期復旧に取り組むとともに，強靭化のため耐震化や施設更新に計画的に取り組みます。

こうした取組のほか，県による治山事業や砂防事業とも連携し，まちの復旧に向け早急かつ確実に取り組んでまいります。

【主な取組】

○　公共土木施設等の復旧
　・河川，道路（橋），がけ崩れの復旧
　・総合公園（バンブー・ジョイ・ハイランド，的場公園）の復旧

○　農林水産施設の復旧
　・農地，農業用施設等の復旧
　・林道の復旧

○　水道施設等の復旧

○　農業振興対策
　・ビニールハウス・農業用機械の復旧・撤去等への支援

○　商工業・観光等の復興支援
　・グループ補助金を活用した被災中小企業等への支援
　・商店街にぎわい創出事業の支援
　・観光プロモーションの展開

① 公共土木施設等の復旧（河川，道路，がけ崩れ）　【建設部】

【被災状況】

・　公共土木施設は，河川，道路，及び橋梁で，計１６５件の被害（査定件数ベース）がありました。

・　河川施設は，護岸の決壊，破損や上流の山腹崩壊による土砂で河道閉塞が多く発生しています。

・　道路施設は，路肩崩壊，舗装の破損，落橋，法面崩壊による崩土などが発生し，各所で通行止めや片側交互通行を行っています。

・　市内の山地では，がけ地崩壊や土石流が多く発生しました。

【取組方針】

・　河川施設：住居や公的施設などが隣接し，被害が拡大する恐れのある箇所について，大型土のう等で仮復旧を行い，応急的な措置を行います。また，甚大な被害があり，危険な箇所については，次期出水期までに，本復旧の完了に取り組みます。

・　道路･橋梁：交通量が多い幹線道路，通学路に指定されている箇所，大きな迂回が発生している箇所などを優先的に早期復旧に取り組みます。

・　がけ崩れ：本市が行うものとしては，がけ地の高さが５ｍ以上で人家２戸以上等に著しい被害を及ぼすおそれのあるものに対して，「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」等を活用して対策工事を行います。

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）
河川	応急対策 査定設計 → 実施設計 査定 復旧工事（優先度の高いものから）		
道路	応急対策 査定設計 → 実施設計 査定 復旧工事（優先度の高いものから）		
がけ崩れ	応急対策 設計 対策工事（優先度の高いものから）		

【お問い合わせ先：建設課（TEL0846-22-7742）】

≪河川と道路≫

田万里川と市道新庄田万里線の被災状況

≪河川≫

砂防河川在屋谷川の埋塞状況

≪道路≫

大井宿根線（西の川増水による落橋）
（H30.7.8撮影）

大井宿根線（大型土のうによる仮復旧）
（H30.10.19撮影）

≪河川≫

西の川：JR下流（増水による堤防決壊）
（H30.7.10撮影）

西の川：JR下流（大型土のうによる仮復旧）
（H30.9.26撮影）

② 公共土木施設等の復旧（公園）　【建設部】

【被災状況】

・　２つの総合公園（バンブー・ジョイ・ハイランドと的場公園）では，山腹崩落により公園内に大量の土砂が流入し，児童用遊具やそり滑りなどの施設が被災しました。
・　バンブー・ジョイ・ハイランドでは法面崩壊による遊具・散策道等の施設が被災しています。
・　また，的場公園では土石流による土砂流入や法面崩壊などが発生し，一部立入禁止措置などを行っています。

【取組方針】

・　的場公園は遊戯施設周辺の堆積土砂等を撤去し，利用可能区域については早期に開園しております。災害復旧については，災害査定後，早期発注に努めます。
・　バンブー・ジョイ・ハイランドについては，遊戯施設周辺の堆積土砂等の撤去を進めております。災害復旧については，災害査定後，早期発注に努めます。

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）
バンブー・ジョイ・ハイランド 的場公園	応急対策 査定設計，実施設計 査定	工　事	

【お問い合わせ先：都市整備課（TEL0846-22-7749）】

≪的場公園≫

公園広場

的場公園内における土砂流入状況

≪バンブージョイハイランド≫

法面崩壊状況

土砂堆積状況

③ 農地・農業用施設等の復旧（農地，農業用施設，林道）　【建設部】

【被災状況】

・　農地は，畦畔の崩壊や土砂の流入等による７１件（査定件数ベース）の甚大な被害が発生しています。
・　農業用施設は，崩壊や土砂流入による埋塞など，農道８件，用排水路１４件，ため池８件，頭首工８件（査定件数ベース）の被害が発生し，今後の農業経営に大きな打撃となっています。
・　林道は，法面崩壊や土石流による崩土などの被害が発生し，通行に支障が生じています。

【取組方針】

・　農地の復旧については，地域環境・コミュニティの維持や営農意欲を促進するためにも，災害査定を経て，鋭意，復旧することとします。
・　ため池等の農業用施設については，破堤や土砂の埋塞により危険な状態となっている箇所を優先して復旧することとします。
・　林道については，災害査定終了後，速やかに復旧工事の発注に取り組みます。

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）
農地	地元意向確認 査定設計 → 実施設計 査定 復旧工事		
農業用施設	地元意向確認 査定設計 → 実施設計 査定 復旧工事（優先度の高いものから）		
林道	応急対策 査定設計 査定 復旧工事		

【お問い合わせ先：建設課（TEL0846-22-7742）】

≪農地≫

仁賀町　田への土砂流入

≪林道≫

法面崩壊　林道三津仁賀線

④ 水道施設等の復旧　【公営企業部】

【被災状況】

- 東野水源地で，取水井の濁度が上昇し大量の砂がろ過器内に入り込み，高濁度の処理水となり水道水として供給できない状況となりました。
- 管路は道路の崩壊，道路兼用の河川護岸の崩壊及び橋梁の流出などにより，４５か所で配水管，１２か所で給水管の破断等の被害が発生しました。
- 東野配水池で，東側の法面土砂崩落により配水池進入路の一部及び信号ケーブルが被災しました。
- 送水ポンプの焼付き等により送水できない状態となりました。

【取組方針】

- 東野水源地については，ろ過器のろ過砂表層の汚染がひどく再利用ができない部分について入替を行い，洗浄を繰り返し仮復旧し供給を開始しています。本復旧はろ過砂の取替工事を行います。
- 管路については，仮設配管で仮復旧を行い給水を開始しています。本復旧は，道路，橋梁及び河川護岸の復旧に併せて関係機関と連携を図りながら復旧工事を行います。
- 東野配水池については，法面及び進入路の土砂撤去，信号ケーブル仮配線を行いました。本復旧は法面・進入路整形や信号ケーブルの電柱共架工事を行います。
- 送水ポンプについては他のポンプ所から緊急移設などにより仮復旧し給水を開始しています。本復旧はポンプの取替や修繕などを行います。

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）
管路	応急対策 設計 工事（関係機関と連携して実施）		
施設	応急対策 設計 工事（関係機関と連携して実施）		

【お問い合わせ先：水道課（TEL0846-22-7768）】

≪復旧前≫

≪仮復旧後の管路≫

⑤ 農業振興対策　【企画振興部】

【被災状況】

・　農地への土砂流入等による農作物被害や，農業施設や農業用設備等が破損するなどの多大な被害が発生しています。

・　農業には農業用施設・農業用機械等が必要不可欠であり，復旧のためには多額の費用が必要となるため，被災による農業者の離農・倒産及び荒廃農地の増加等が懸念されます。

【取組方針】

・　国事業である「経営体育成支援事業」を活用することで，被災した農業用施設・農業用機械等を復旧するための補助を行い，早期復旧を実現し，農業者の営農維持及び荒廃農地の発生防止を図ります。

・　市ホームページ等において制度の広報を行うとともに，三原農業協同組合と連携しながら周知を行います。

○　申請件数（平成３０年９月１４日時点）
　２３名　７２件

項目	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	(2020)
経営体育成支援事業	被災農業用施設等の復旧補助金の交付		

【お問い合わせ先：産業振興課（TEL0846-22-7745）】

⑥ 商工業･観光等の復興支援　【企画振興部】

【被災状況】

・　市内の中小企業者の中には，土砂流入や浸水等によって機械設備や車両，事務機器の破損，製品や商品の水没などの被害が発生し，事業継続や再開に支障をきたしている状況にあり，廃業になる中小企業が出てくる場合も懸念されます。

・　ＪＲ呉線の不通や風評により観光客数が減少し，また，市内の催しものなども自粛されていることから，消費の縮小や売上高の減少など間接的な被害が生じております。

【取組方針】

・　被災中小企業等の再建に向け，被災中小企業等のグループ補助金や各種融資制度の活用を支援します。
　※グループ補助金は，国，県から施設及び設備の復旧等に係る経費が４分の３（中堅企業は２分の１）が補助され，事業主負担の部分については無利子の融資を受けることができます。

・　災害により消費が縮小している各商店街の賑わいを創出するため，各商店街の商店街にぎわい創出事業補助金の活用を支援します。

・　広島県や観光関係者等と連携しながら観光客数の増加を促進するためのプロモーションを展開します。

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）
グループ補助金	グループ申請 → グループ認定 → 補助金申請 → 交付決定 → 確定 → 支払	共同事業	共同事業
商店街にぎわい創出事業	支援表明 → 補助金申請 → 交付決定 → 確定 → 支払		
観光プロモーション	観光プロモーション		

【お問い合わせ先：産業振興課（TEL0846-22-7745）】

【参考】広島県による砂防・急傾斜地・治山対策

【取組方針】

・　土砂崩落やがけ崩れ等のうち，比較的復旧規模の大きい箇所については，広島県において以下の事業等で対策を行うこととしております。

①　災害関連緊急**砂防**事業･･･採択基準として道路や公共施設，あるいは人家１０戸以上等に被害を及ぼすことがあると認められるものに対して砂防設備を緊急に設置する事業

②　災害関連緊急**急傾斜地**崩壊対策事業･･･高さが１０ｍ以上で公共施設あるいは人家がおおむね５戸以上等に著しい被害を及ぼすおそれのあるものに対して緊急的に急傾斜地崩壊防止工事を実施する事業

③　災害関連緊急**治山**事業･･･災害により発生した荒廃山地を対象に公共施設や人家１０戸以上等の公共の利害に密接に関係を有し民生安定上放置しがたいもの

・　本市は，県が実施するこれらの砂防事業や治山事業について，県と連携して進めてまいります。

【事業予定個所】

①　**砂防**･･･西野町賀茂川支川8

②　**急傾斜地**･･･新庄町片山谷，仁賀町下仁賀，吉名町小平方，吉名町観音谷

③　**治山**･･･西野町かんぽの宿西，東野町賀茂社神社北，他箇所

（以上の事業予定箇所は平成３０年１０月１０日現在）

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）	（2021）
砂防・急傾斜地	二次災害防止 災害関連緊急事業 災害復旧事業（甚大被害箇所等）	再度災害防止対策事業(～2023(予定)) 災害復旧事業（その他箇所）	災害復旧事業（その他箇所）	
治山	二次災害防止 治山施設の緊急点検 災害関連緊急治山事業の実施	治山事業(激甚災害対策特別緊急事業等)の実施(～2022) 小規模崩壊地復旧事業等の実施		

（工程表は「平成30年7月豪雨災害からの復旧･復興プラン（平成30年9月広島県）」から引用）

≪急傾斜地≫

仁賀町下仁賀

≪治山≫

東野町

⑶　実施施策３「そなえの強化」

今回の豪雨災害により，災害時の被害をできる限り軽減するためには日頃から対応・対処等を備えておくこと，また，自助・共助・公助について理解し，市民一人一人が自ら判断して適切な行動をとる重要性を再認識いたしました。

そのため，今回の災害の対応状況を踏まえて，竹原市地域防災計画の適宜・適切な見直しを行い，迅速な災害対応ができる体制の整備や，多様な手段による迅速な情報の収集と確実な情報伝達をはかります。

また，今後の災害に備えた民間団体との連携強化や，避難所の見直し・要配慮者に適応した避難所運営などに取り組んでまいります。

市民一人一人が的確に命を守る行動がとれるよう，これまでの出前講座の実施等による防災教育への取組や，広島県と連携した自主防災組織の活性化，地域防災の担い手となる自主防災リーダー等の人材育成を行い，市民の防災意識を高めることで，地域防災力の向上を図ります。

【主な取組】

○　地域防災計画等の見直し
○　自主防災リーダーの育成
○　災害協定の見直し・新規締結
○　避難所の見直し・機能強化
○　防災訓練の充実
○　避難行動要支援者の避難支援体制の整備

【災害対策本部会議】

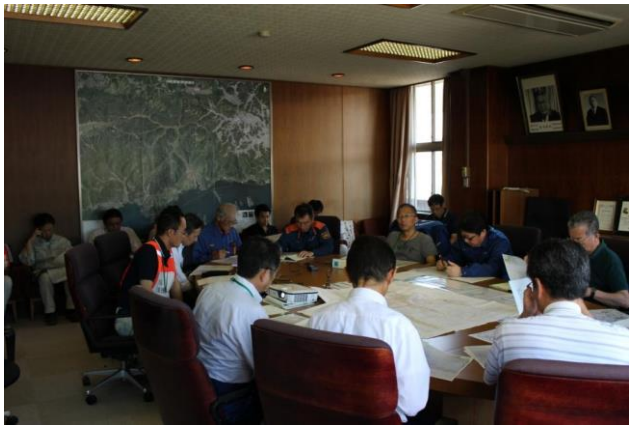

【防災訓練の充実】

○ 地域防災計画の見直し等　【総務部・福祉部】

【対応状況】

・　竹原市地域防災計画に定める救援物資の輸送や被害情報の収集など，災害対応業務を実施しました。これらの業務実施においては，今回の豪雨災害が未曾有の大災害であったこともあり，被害の全容把握に時間を要することとなりました。
・　この度の豪雨災害において，各市町が発令した避難情報が住民等の避難行動に結びついていないと大きく報道されています。
・　今回の被害が甚大で広域的な災害だったこともあり，協定締結団体から十分な支援を受けることができませんでした。

【取組方針】

・　今回の災害で得た経験を今後に活かすため，今回の災害に関する課題を抽出し，今後，災害時に迅速な対応が行えるよう，地域防災計画の見直しなど必要な取組を行い，災害対策本部の機能を強化します。
・　広島県自主防災アドバイザーなどの専門家を講師とする図上訓練の実施や，防災知識の普及・啓発に中心的な役割を担う地域防災リーダーの養成を行うことで，自主防災活動の活性化を促し，自助・共助・公助が一体となった防災対策を推進します。
・　避難行動について，広島県等での検証結果をふまえ，災害時に発令される避難情報の内容を簡潔かつ分かりやすいものとなるよう工夫し，迅速かつ確実に情報が伝達されるよう取り組むとともに，災害時に住民が取るべき行動などについても周知を行います。
・　今回の豪雨では浸水した指定避難所があったことや，今後，土砂災害の際に避難が困難となるおそれのある指定避難所があります。
　このため，民間施設を避難所利用するための協定の締結や，指定避難所の在り方について，検討を進めます。
・　新たな災害協定の締結など，災害時における応急・復旧体制の充実・強化を図ります。また，このほか，避難所の見直しや防災訓練の充実等に取り組みます。

項目	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	（2020）
地域防災計画等の見直し	検証・分析 → 計画等の見直し	計画等の見直し	
自主防災リーダーの育成	自主防災リーダーの育成	自主防災リーダーの育成	自主防災リーダーの育成
	自主防災組織の活性化	自主防災組織の活性化	自主防災組織の活性化
災害協定の見直し・新規締結	災害協定の内容の見直し		
	新規協定の締結	新規協定の締結	新規協定の締結
避難所の見直し・機能強化	見直し・機能強化	見直し・機能強化	見直し・機能強化
防災訓練の充実	訓練内容の見直し	訓練内容の見直し	随時見直し
		訓練実施	訓練実施
避難行動要支援者の避難支援体制の整備	体制整備・機能強化	体制整備・機能強化	体制整備・機能強化

【お問い合わせ先：総務課（TEL0846-22-7719）】